年　　月　　日

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

（あて先）千葉市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名 印

　千葉市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | □１新規　　　□２変更　　　□３廃止 |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒 |
| 事業所の電話電号 |  |
| 事業所番号 |  |
| 事業の種類 |  |
| 地域生活支援拠点等として担う機能※ | * ①相談
* ②緊急時の受入れ・対応
* ③体験の機会・場
* ④専門的人材の確保・養成
* ⑤地域の体制づくり
 |

* + 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも①②⑤の機能を担う必要があります。
	+ 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び施設入所支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも③の機能を担う必要があります。
	+ 訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所及び短期入所事業所が届出を行う場合は、少なくとも②の機能を担う必要があります。